

日本学生支援機構

特に優れた業績による返還免除について

1 返還免除制度とは

大学院で第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）を受けた学生のうち、在学中に「特に優れた業績」を挙げたと日本学生支援機構（JASSO）が認定した場合、貸与終了時に奨学金の全部または一部が返還免除となる制度です。

2 対象者

以下の全てに該当する学生が対象です。

- ・令和7年度中に大学院第一種奨学金の貸与が終了する者。
- ・貸与終了時に在籍する課程で「特に優れた業績」を挙げた者。

【対象外の学生】

以下の事業による支援を受けた博士課程の第一種奨学生は、返還免除の**適用対象外**となります。

- ・科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業
- ・次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）
- ・国家戦略分野の若手研究者及び博士課程学生の育成事業（BOOST）次世代AI人材育成プログラム（博士後期課程学生支援）

3 申請方法

申請は本人からの申請に基づき、「専攻分野に関する論文・発表・業績」などを総合的に審査して行われます。

*** 申請希望者は所属研究科の指示に沿ってください。**

4 参考

1. 「特に優れた業績」とは

※全て専攻分野に関連し、その課程で得た教育研究成果（予定含む）であること。

○機構が定める評価基準（JASSO の HP に遷移します。）



2. 返還免除推薦可能数及び推薦について

返還免除者は、各年度において貸与期間が終了する者の 100 分の 30 以下であり、日本学生支援機構がこれを決定する。なお、平成 30 年以降に入学した博士課程に係る割合は、関係機関の協議を踏まえて引き上げられたため、修士課程と博士課程を合わせた全体では、概ね 100 分の 30 以下の範囲で決定することとなる。

令和 8 年 1 月

学生支援課経済支援係奨学金担当